

別表第2(第2条関係)

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0	
C ₁	A階層およびB階層を除き前年度の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500
C ₂		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D ₁	A階層およびB階層を除き前年度の所得税課税の者であつて、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下	9,000
D ₂		30,001～80,000	13,500
D ₃		80,001～140,000	18,700
D ₄		140,001～280,000	29,000
D ₅		280,001～500,000	41,200
D ₆		500,001～800,000	54,200
D ₇		800,001～1,160,000	68,700
D ₈		1,160,001～1,650,000	85,000
D ₉		1,650,001～2,260,000	102,900
D ₁₀		2,260,001～3,000,000	122,500
D ₁₁		3,000,001～3,960,000	143,800
D ₁₂		3,960,001～5,030,000	166,600
D ₁₃		5,030,001～6,270,000	191,200
D ₁₄		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁費

(注1) この表のC₁階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には同法第314条の7および同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

(注2) D₁～D₁₄階層における「所得割の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)経済社会の変化等に対応して早急に講ずるべき所得税法および法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)および災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によつて計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項および第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項および第3項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注4) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額(その被措置者が別表1により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合に

は、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(注5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部または全部を免除することができる。